

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年3月2日（木）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	満留寛君	農林水産部参事兼耕地課長	島内拓郎君
農林水産政策課長	永山正一郎君	農林水産政策課主幹	鎌田順一君
耕地課長補佐	川崎千秋君	耕地課主幹	堂平幸司君
建設部長	川東千尋君	建設政策課長	茶圓一智君
建設政策課長補佐	別當正浩君	政策G主査	米元利貴君
都市計画課長	池之上淳君	都市計画G長	池田康一郎君
都市計画G主査	桑幡智恵君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第7号 霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正について

議案第13号 霧島市景観条例の一部改正について

議案第19号 字の区域の変更について

議案第20号 字の区域の変更について

議案第21号 字の区域の変更について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月21日の本会議で本委員会に付託になりました、議案5件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

### △ 議案第13号 霧島市景観条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第13号、霧島市景観条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

霧島市都市景観条例の一部改正について、御説明します。本議案につきましては、本市において急増する太陽光発電設備の設置に対し、景観への配慮を促し良好な景観の保全及び育成に取り組むため、景観条例の一部改正をしようとするものであります。なお、詳細につきましては、都市計画課長が説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○都市計画課長（池之上淳君）

本議案につきましては、急増する太陽光発電設備の設置事業を景観法第16条第1項第2号に係る届出の対象とすることとし、結果、設置者に対し景観への具体的な配慮を促すもので、これまで、景観計画の変更に係る景観審議会を2回、都市計画審議会1回開催し、各専門分野から選出の委員から意見聴取を行い、加えて、パブリックコメントを実施し市民からの御意見を伺う機会をつくるなどし、条例改正への準備を進めてきたところでございます。また、対象規模は、事業者が太陽光発電設備を設置する事業計画に係る一団の事業用地5,000㎡以上の事業計画を対象とするものです。ここで一団の事業用地5,000㎡を届出の対象とした理由につきましては、本市景観計画の運用が3年（平成25年～平成27年）となり、法人が事業として太陽光発電を行う事業計画についての、開発行為や伐採届などに係る申請は、5,000㎡以上のものが80%以上を占めているためございまして、各審議会での御意見を参考とし設定したものでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

この条例が施行されると、5,000㎡以上の太陽光発電を設置しようとする方は、届出が義務化され

るわけですが、届出後は、指導、規制、罰則などが伴ってくるのか、そこを教えてくださいませんか。

○都市計画課長（池之上淳君）

届出後、審査を行いまして、申請計画が景観計画に適合しているかどうかという通知を発行いたします。不適合の場合は、再協議を行いまして、修正をお願いすることになります。従わない場合は、勧告、公表の可能性もあるということです。

○委員（植山利博君）

この条例施行後に建築基準などの枠内で申請後、例えば耐震性とかを考慮して、改善の指導がなされたにもかかわらず、その指導に従わずに協議を無視した形で建設が進められたものについて、強制的に撤去とか修正をさせるとかはできるのですか。どのような強制力がありますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

基本的に撤去とかが、できるものではありません。

○委員（植山利博君）

結局、紳士協定というか、市の側の景観を損なわないための協議をして、それに事業者も紳士的にその取組を受け入れる。結果として強制力はないというという理解でよろしいですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

景観法第101条に罰則はございます。

○委員（植山利博君）

その罰則はどのようなものですか。罰則があるということは強制力があるということになりますよね。そのことを確認させてください。

○都市計画課長（池之上淳君）

罰則では1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

○委員（植山利博君）

罰金とか懲役という罰則の規定はあるけれども、開発して出来上がって、景観条例にそぐわないものに対して修正や撤去をさせる権限とか強制力があるのですか。

○都市計画G長（池田康一郎君）

おっしゃる部分につきましては、届出が出まして協議を行う段階で、行政からの命令等をさせていただいて、罰則規定までいかないように、条例どおりの施工ができるかというところが、私どもの使命でございます。先ほど申し上げたような罰則規定の部分に進行しないように、私どもが命令をしていくというようなことになろうと思いますので、法の運用の部分と御理解ください。

○委員（阿多己清君）

パブリックコメントを実施されているようですが、何か意見があったのであれば、内容を教えてください。

○都市計画課長（池之上淳君）

特に御意見はございませんでした。

○委員（阿多己清君）

条例が施行されての適用ということになるのでしょうか、これまで太陽光発電の開発は、年間何件くらい出てくるものですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

平成25年度から平成27年度の間に、景観届出で再生エネルギー関係が、1,000㎡以上で28件ございました。その中で、5,000㎡以上が24件ございました。

○委員（木野田誠君）

高さが10mというのは風力発電関係のことだと思うのですが、5,000㎡で規制されるということですが、説明でも5,000㎡のものが、現在80%占めているということでもあります。我々が普段通って見てみると、太陽光の大きなものが特に目立つわけですが、この条例を施行されると、この80%のどれぐらいが規制にひっかかる可能性が出てきますか。そこが一番肝心なところで、この条例を作ったとしても、全然規制が掛からなければ、何もならないわけです。逆に質問を変えると、この80%の中で、この条例を制定していたら、規制されていたものはあるわけですか。

○都市計画G長（池田康一郎君）

景観法、景観条例というものにおいては、規制をかけて造らせないものではございません。例えば太陽光で観光地やもとの風景とか景観を損なう部分を、配慮において好ましい景観を保つといったようなことでございます。法の運用をするに当たりまして、いかに景観に配慮させるかといったような法、条例でございます。

○委員（植山利博君）

すでに設置をされているものには、この条例の適用はないという理解でいいですね。

○都市計画課長（池之上淳君）

これまでのものには適用はないということでございます。

○委員（塩井川幸生君）

横川の企業団地のところが8,400㎡くらいあって相談したことがあったんですが、この条例を施行されたら条例に引っ掛かりますよね。企業団地の入口で一番目立つところに太陽光が設置されました。建設前に商工観光部の企業誘致のほうでやっていたので、二つの課に相談したのですが、今までは1万㎡が対象だったと思うんですが、1万㎡を超えないということで、話にならなかったのですが、その理解でよろしいですか。今のあの状態だったら、この景観条例に引っ掛かりますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

8,000㎡であれば、今回の景観条例の改正の部分に該当するので、届出をしていただくとことになります。

○委員（植山利博君）

景観に配慮をした施工をするということで、非常に漠然とした、ある意味、人それぞれの感性が基準になるということではないかと思うんですけども、感性の差があって、これは景観に配慮したつもりなんだけれど、住民のほうから見れば、全然配慮がされていないじゃないかと。色の統一とか観光地であれば自然に適合するような色使いとかあるのでしょうかけれど、人間の感覚を基準としたようなものなので、これまでも景観条例があるわけですけども、どこ辺りで合理的な基準にするかというのは、感性にうったえなければならぬところがあるので、非常に難しいと思うのですが、そこは統一的なものが示されるという理解でよいですか。

○都市計画G長（池田康一郎君）

委員、御指摘の部分も当然ございます。しかし、太陽光発電においては、例えば通りに面する部分については、フェンス等もあるでしょうけれども、植栽を残してもらおうといったような配慮をいただくような開発を含めての提案、指導、指示、命令等までというようなことになってこようと思います。景観法がどういうものかと言いますと、例えば以前ピンク色のビルが建ったというようなことに対する判例等もございますように、そういう類のものを規制していくのが、元の趣旨でございます。感性の話で言えば、太陽光発電施設については、それだけで景観を害するものではないという判断もあるでしょうけれども、景観地域に指定している霧島全域においては、災害等もあるでしょうが、景観にも配慮していただく施設であるということで、今回の条例改正を提案しているところでございますので、先ほど言われたような、できるだけ見えないような配慮を頂くような指導、指示になってくるのだらうと考えています。

○建設部長（川東千尋君）

委員御質疑の合理的な判定の部分というのは、今回の太陽光に限らず、景観計画作成と条例を制定したときに、建築等の専門的な用語になりますけれど、マンセル値というもので、明度とか彩度というものが示されています。それを見て派手なピンクといったようなものは、完全に除かれるような形で、全て彩度が4とか5とかという定量的な基準で判断するようにはなっておりますので、単なる感性ではないということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時27分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

新旧対照表の31ページです。開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更は、当該行為に係る土地の面積の合計が、1,000㎡以上のものという規定があります。太陽光発電設備に限定しなくても、この1,000㎡の条例で対処ができなかったということなのですか。今度は、太陽光発電設備と限定し

た上で5,000㎡となっていますよね。このほうがもっと広くもっと狭い開発行為面積で、その景観条例の適用に当たるのではないかと思うんですけど、そこはどうなんですか。

○都市計画G長（池田康一郎君）

委員が今読まれた開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更の行為に対するものについては、1,000㎡以上ということでございます。よって、太陽光発電設備を設置するために開発行為を行う段階では、この部分に該当いたしまして、景観の届出が必要となります。しかし、例えば太陽光パネルだけを設置する場合においては、景観における配慮というものを促す段階がございませんので、その部分についても、今回、届出の対象にさせていただいたというふうなことでございます。

○委員（植山利博君）

ということ開発行為を行う時点で1回は届出をしないとイケないと。さらに太陽光発電設備を設置するときに、もう1回、景観条例に従って、届出をしないとイケないという理解でよろしいですね。

○都市計画G長（池田康一郎君）

おっしゃるとおりでございます。

○建設部長（川東千尋君）

開発行為というのは定義があるのですが、それに係る分であれば1,000㎡という話でありまして、具体的に申し上げますと、ゴルフ場といったところは、パネルを並べるだけで開発行為に該当しないし林地開発にも該当しない。木も切らなくてよいということがあったりして、そういう時に太陽光だけで特別にくくらないとイケない部分も出てきますので、そういったところも、今回、対象に考えているということです。

○委員（植山利博君）

ということは、今後も様々な設備とか時代のニーズに応じていろいろなものが、広域的に設置されるとかいうことが出てくれば、その度に、その具体的なものを捉えて、こういう景観条例の中に具体的に取り込んでいかなければならないという理解でよろしいですね。

○都市計画課長（池之上淳君）

時代ごとに、そういう問題が出てくれば検討していくことになると思います。

○委員（有村隆志君）

今回のこの景観条例は、本当に本市で問題になってきていることだと思います。今後、これを発展させて、観光地をどう守っていくかという視点も検討していただきたいと要望しておきます。

○委員（塩井川幸生君）

5,000円㎡ということですけど、建設部長が言われたゴルフ場などは、地権者が違う場合があって4,500㎡ずつという所が出てくると思います。それで、合計で2万㎡になるとかといった時の対応はどうされますか。

○都市計画G長（池田康一郎君）

今回、5,000㎡の一団の事業用地ということでございますので、基本的には一団ということで、その地権者が違うとかということではなくて、その対象になるというふうに判断をしております。

○委員（中馬幹雄君）

以前、報道等で、設置をしたがために反射光の影響で苦情等が出てとあったのですが、この景観条例の審査の中では、その辺の審査というのはされるのですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

反射光につきましては、判断を行う根拠となるデータもないものですから、景観条例の中では、そこについては考慮していないところです。

○都市計画G長（池田康一郎君）

景観審議会、都市計画審議会というようなものも、こちらのほうでは経過してまいりました。その中で公害ということの御指摘も確かに頂きました。ただ、季節によって太陽の高さも変わります。そういった部分も含めて、そこを科学的若しくは学術的というようなことが、なかなか難しいというのが一つです。二つ目に、審議会の時にも申し上げたのですが、公害という概念自体が景観の部分でも御指摘があったように、具体として害が出ている部分はあるんですけども、定義があいまいな部分がございます、そこについての対処法というものが、学識経験者の中でもなかなか難しいですよという御意見も頂いているので、そこについては、今回については配慮の対象として、私どもが指導、指示、命令というようなことができるかと言いますと、なかなか難しいというのが、現段階の認識です。

○副委員長（厚地 覺君）

先般の審議会でも申したわけですが、この太陽光発電そのものが景観条例にそぐわないと思うんです。また、牧園においては都市計画区域にも入っているし、国立公園内の準地域にも入っているんですよ。この辺を規制できないのですか。余りにもあちこちに太陽光設備が建設されているようですけれども、この辺はどう思われますか。

○建設部長（川東千尋君）

先ほど、景観法という立場でいろいろお話をしましたけれど、ほかのいろいろな法律に照らして、どのような規制できるかというのは、現段階では非常に難しいみたいであります。例えば自然公園の保護法とかということに照らしても、その他の国立公園であっても、できるところはできるといったような形で許可をしているものもあるやに聴いていますので、それをどういうふうに規制するかというのは、当然、この景観法の枠を超えた中で、いろいろ議論しなければならないというふうに考えています。先ほど来、有村隆委員からもありましたように、観光地の中で、こういった形をお願いから始めて規制まで持っていくかというのは、どこの自治体も苦慮しているようでございます。ちなみに、私どもが今度いろいろと参考にさせていただいたところで、由布市とかほかの観光地の例を見ましても、造らせないとか、景観法の中ではなかなかできていない部分もあるように思います。今後、検討課題として承っておきたいというふうに思います。

○副委員長（厚地 覺君）

何とかして、そういう規制をしてもらわないと、これができた場合に、今後災害という問題も起きるわけですから、この辺もしっかり対応していただきたいと思います。

○都市計画課長（池之上淳君）

先ほど中馬委員がおっしゃいました反射の関係なんですけれども、この景観条例の改正に併せまして、景観計画のほうも景観形成基準というのを太陽光発電設備について設けるのですけれども、その中で太陽電池モジュールは低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用することというような基準は、設けているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第13号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時40分」

「再 開 午前10時42分」

#### △ 議案第7号 霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第7号、霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（満留 寛君）

議案第7号、霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正につきましては、当該基金の目的に即した事業に充当するため、原資の取り崩しができるよう、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、耕地課長が説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農林水産部参事兼耕地課長（島内拓郎君）

議案第7号につきまして御説明いたします。霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金は、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うことを目的として設置しております。今般、当該基金の目的に即した事業に充当するため、原資の取崩しができるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。具体的な改正につきましてはお配りしています新旧対照表で説明いたします。第2条を「基金の額」から「積立て」に、同条第1項を「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。」に改め、同条第2項及び第3項を削るものであります。以上で説明を終わります。



○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

この基金は使っていなかったということですが、どういうふうに使えるか目的とその使い道を教えてください。

○農林水産部参事兼耕地課長（島内拓郎君）

目的と致しましては、県営事業の負担金という形で使おうと考えております。

○委員（有村隆志君）

具体的には、どういうものに使えますか。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

中山間ふるさと・水と土保全対策事業につきましては、国のほうで進めておりまして、平成5年から、この事業を考えていたのですけども、その中で事業内容と致しましては、調査研究事業として、地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設や農地の機能保全に資する工法等の研究に要する事業。次に、研修事業として、今申しました調査研究事業に対する調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業、それと推進事業として、都道府県委員会等の設置及び運営、保全整備活動を実践するための組織の構想化、啓発・普及等を行う事業となっていたのですけども、現実的には、合併後、このような部分に基金を使ったことがない関係上、今回、基金の取崩しを行いまして、それを同等に使えるように条例の改正をするという話でございます。

○委員（有村隆志君）

具体的に研修とか、こういうものに使いたいと考えているものがあれば、御紹介ください。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

調査という部分が、今まで他の事業の部分で使っていた関係上、基金のほうは使っていなかったと。今後はこの改正を致しまして、県営事業等の事業の負担金に充てたいというふうにしています。

○委員（有村隆志君）

土地改良区と語るかいをしたときに、霧島の方がおっしゃったのですけれど、施設の保全とかで材料費だけでも、市から補助があったが、今はまったくないということでした。堰をちょっと高くしたいとか、そういうことには使えますか。市民の皆様から、こういうものに使いたいという要望があったら使えますかということです。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

今の質問に出ている分につきましては、今回の保全対策事業のほうの調査費用とは、別の話になっていくのかなというふうと考えております。

○委員（植山利博君）

この基金は、これまでは基金の果実、利子とかが生まれた分については運用できますよという条例だったという理解でよろしいですか。

○農林水産部参事兼耕地課長（島内拓郎君）

これまで7,000万円という額を取り崩すといけないということで、今回、改正いたしまして使えるようにするものでございます。

○委員（植山利博君）

今までは7,000万円の基金を積んでいて、その利息が出た分については、それを活用して、今まで言われていたような目的で使えていたと。それを一般会計のやりくりの中で、基金そのものも取り崩して使って、また積むこともできますというふうになったという条例改正ですよ。

○農林水産部長（満留 寛君）

第4条に運用益金の処理及び使途ということで、この基金の運用から生ずる運用益については、研修及び集落活動の推進に関する事業に要する経費並びに基金の管理等に要する経費に充てるものとするという形で、運用益は、今、植山委員からもありましたように、予算計上して事業に充当できたわけですが、原資の取崩しについては規定がなかったということから、第6条のほうに、土地改良施設の整備等に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができるという形にはなっているんですけれど、改正前の第2条で基金の額は7,000万円とするということがあったものですから、原資は取り崩せないということから、今回条例改正をしたものでございます。

○委員（有村隆志君）

これを見ると、第1条の設置の目的は、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落活動の強化に対する支援事業ということですので、集落活動という中で使うということは、可能ではないですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

そういった集落活動の部分は第4条に規定がありますので、これまでもそういったものには充当できたということです。

○委員（植山利博君）

今まではそういう研修とかソフト面の経費として果実を充てるということでしたけれども、今後は、施設の整備とかハード事業においても、この基金を取り崩しながら、適宜使っていくと。県営事業などと合わせて裏財源として、用水路など具体的なハード事業にもこれを運用しますよという理解でよろしいですね。

○農林水産部長（満留 寛君）

そのとおりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第7号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

△ 議案第19号 字の区域の変更についてから

△ 議案第21号 字の区域の変更についてまで一括審査

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第19号から議案第21号まで、以上3件について一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（満留 寛君）

議案第19号から第21号、字の区域の変更につきましては、県営農村振興総合整備事業において、溝辺町竹子の3地区の圃場整備を実施したことに伴い、従前の字界では、行政執行上及び土地の維持管理上支障があり、換地処分後の整備された道路・水路界をもって新たな字界としようとするため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、耕地課長が説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農林水産部参事兼耕地課長（島内拓郎君）

議案第19号、議案第20号、議案第21号、字の区域の変更について一括して御説明いたします。議案第19号、字の区域の変更について、県営農村振興総合整備事業において、溝辺町剥岩地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、大字竹子の字柳渡の一部を字剥岩に包括し、変更するものでございます。次に、議案第20号、字の区域の変更について、県営農村振興総合整備事業において、溝辺町宮川内地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、同法の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、大字竹子の字上宮川内、字前平の一部を字下宮川内に、字宮床、字下宮川内の一部を字上宮川内に、字内屋敷、字瀬戸山一部を字上ヶ尾にそれぞれ包括し、変更するものです。最後に、議案第21号、字の区域の変更について、県営農村振興総合整備事業において、溝辺町上牟田地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、同法の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、大字竹子の字ほた山の一部を字上牟田に包括し、変更するものです。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案

番号や地区名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

それぞれ圃場整備に伴う字の変更ですけれども、議案第19号から議案第21号まで、それぞれの地権者に対しては、このことは説明がなされ、理解が得られているという理解でよろしいですか。

○耕地課主幹（堂平幸司君）

理解は得られております。

○委員（有村隆志君）

費用は、この圃場整備の事業費で賄うということによろしいですか。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

この登記関係につきましては、県営の農村振興総合整備事業霧島西部地区の中の事業費の中で行います。地元の方の支出は、厳密に言えば、どうしてもという部分はあるのですが、ほとんどございません。

○委員長（池田綱雄君）

ほとんどというのは、ちょっとはあるということですか。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

場合によっては、相続等が発生しますと全ての相続人の印鑑証明等を集めないといけないんですけれども、そういう部分については、個人のほうでもしてもらわないといけないと。その書類が集まった段階で、そこから先については、事業費の中でやりますので、地元の負担は発生しないということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第19号から議案第21号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時03分」

「再開 午前11時05分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

#### △ 議案第13号 霧島市景観条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第13号について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

昨今、霧島市内における太陽光発電の建設は非常に多くなっております。しかも大規模な建設が行われております。そのことに対する住民の方々の様々な不安や思いがあるところです。今回、景観条例の中で、太陽光発電設備を限定して条例改正をされるということは時宜を得たものであり、先ほどの議論の中でも、完全に規制する強制力には至らないということでもありますけれども、5,000㎡を超える太陽光発電設備の設置については、届出が義務付けられ協議がなされるということですので、非常に評価をしたいと思います。しかし、今後は景観を守ること、それから観光立市霧島市としての国立公園等への巨大なメガソーラーの設置については、あらゆる法律や条例を駆使しながら、規制ができるような方向に行けばと思いますので、執行当局としては、今後、住民の思いをしっかりと捉えながら、そういう方向を目指してほしいと思っています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

#### △ 議案第7号 霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第7号について意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の条例改正は、基金原資を取り崩して使えるということになってきましたので、集落の共同作業における土地改良施設の保全につながるとと思いますので、大いに使って促進していくべきものだと思いますので、今後の活用を期待いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

#### △ 議案第19号 字の区域の変更についてから

#### △ 議案第21号 字の区域の変更についてまで

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第19号から議案第21号まで、以上3件について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案5件の自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第7号 霧島市中山間ふるさと・土と水保全基金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第13号 霧島市景観条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第13号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第13号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第19号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第19号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第19号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第19号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

#### △ 議案第20号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第20号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第21号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第21号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（有村隆志君）

議案第13号、霧島市景観条例の一部改正について、この条例は、太陽光発電設備の設置で5,000㎡を超えるものには規制をかけるということで、今後期待できるものと思います。それに併せて今回は一つ一つの規制ですけれども、観光地霧島市全体を見た中での景観ということで、面積に対して何%とか、そういったものも今後は検討していただくことと、各観光都市が同じような悩みがあるというお話がありましたので、そこらとも連携したものができないか、執行部のほうに検討していただくよう、お願いしていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午時11時21分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

我々の所管する産業建設常任委員会の所管に関わる調査というくくりで、具体的内容としては、先ほど議論がありました農業の新規就農者や商工業の新規操業及び後継者の育成ということは、非常に重大ですので、それぞれの分野での後継者育成をどのように取り組んでいくかということ、調査項目にしていいただければいいのではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま意見がございましたが、閉会中の所管事務調査として、ただいまの御意見を含めて産業建設常任委員会の所管事項として提出ということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時24分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄